

2009年3月24日

各位

株式会社SFCG

保全管理人 瀬戸 英雄

再生手続廃止及び保全管理命令の発令について

株式会社SFCG（代表取締役：小笠原充，本店所在地：東京都中央区日本橋室町3丁目2番15号）は、平成21年2月23日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立をし、同月24日、同手続開始決定を受けておりましたが、同裁判所は民事再生法191条1号に定める事由があると認め、本日午前9時、再生手続廃止を決定いたしました¹（添付決定書①）。

かかる決定と同時に保全管理命令が発令され、再生手続における監督委員であった当職が保全管理人に選任されました（添付決定書①）。今後、再生手続廃止決定が確定することにより、本件は破産手続に移行することになりますが、それまでの間、同社の財産の散逸を防止するため、財産の管理処分権は保全管理人である当職に専属することになります。

また、裁判所は、本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならないという内容の、いわゆる包括的禁止命令を発令しております（添付決定書②）。

今後は保全管理人として、同社の資産状況等の調査を進めるとともに、財産の管理処分権の行使を通じてその資産の保全に努め、破産手続への円滑かつ適切な移行を図る所存です。

以上

¹ 民事再生法191条1号は、「決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがないことが明らかになったとき」には、「裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない」と規定しています。

平成21年(再)第54号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
再生債務者 株式会社SFCG
代表者代表取締役 小笠原 充

本件再生手続には民事再生法191条1号に定める事由があるので、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件再生手続を廃止する。
- 2 株式会社SFCGについて保全管理人による管理を命ずる。
- 3 保全管理人として、次の者を選任する。

東京都千代田区九段北4丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階
LM法律事務所

弁護士 瀬戸 英雄

平成21年3月24日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

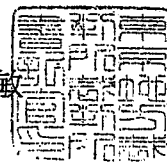
裁判官 内 田 博 久

裁判官 山 崎 栄 一 郎

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 登 坂 一 敏



平成21年(再)第54号 再生手続開始申立事件

決 定

東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号

再生債務者 株式会社SFCG

代表者代表取締役 小笠原 充

当裁判所は、民事再生法251条、破産法25条2項、1項に規定する特別の事情があるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成21年3月24日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 佐 村 浩 之

裁判官 内 田 博 久

裁判官 山 崎 栄 一 郎

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 登 坂 一 敏

